

高知工業高等専門学校施設マネジメント委員会規則

制定 平成22年10月 1日

(設置)

**第1条** 高知工業高等専門学校(以下「本校」という。)に、高知工業高等専門学校施設マネジメント委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

**第2条** 委員会は、本校の施設の有効活用推進に関する事項及び中長期的な施設整備計画の策定等の施設マネジメントに関する事項を審議することを目的とする。

(審議事項)

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 施設の有効活用に関すること
- (2) 中長期施設整備計画に関すること
- (3) 施設の維持管理に関すること
- (4) その他、施設に関すること

(組織)

**第4条** 委員会の委員は、高知工業高等専門学校環境マネジメント委員会規則第3条各号に規定する委員をもって組織する。

(委員長等)

**第5条** 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、環境マネジメント室長をもって充て、委員会を主宰する。
- 3 副委員長は、環境マネジメント副室長をもって充て、委員長に事故のあるときは、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

**第6条** 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

**第7条** 委員会は、必要に応じ部会を置くことができる。

(事務)

**第8条** 委員会の事務は、総務課において処理する。

**附 則**

この規則は、平成22年10月 1日から施行する。